



金 沢 市 公 報

号外第10号の4

平成30年(2018年)3月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| | | | |
|---|-----|--|----|
| ◎ 目 次 | ページ | ○金沢市農村下水道条例等の一部を改正する条例 (農業基盤整備課) | 5 |
| ● 条 例 | | ○金沢市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例 (福祉総務課) | 7 |
| ○金沢市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例 (文化政策課) | 1 | ○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 (障害福祉課) | 7 |
| ○金沢市企業立地の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例の一部を改正する条例 (企業立地課) | 3 | ○金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (こども政策推進課) | 18 |
| ○金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例 (観光政策課) | 3 | | |
| ○食肉流通センター条例の一部を改正する条例 (農業水産振興課) | 5 | | |

条 例

金沢市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第14号

金沢市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例

金沢市芸術文化ホール条例(平成22年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(使用料金)

第11条 使用者は、第22条第4項の規定により市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に対し、その使用に係る利用料金(以下「使用料金」という。)を支払わなければならない。

2 使用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 使用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

4 使用料金は、使用の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料金の全部又は一部を後納させることができる。

(1) 金沢歌劇座の屋外広場を駐車のため車単位で使用する場合

(2) その他指定管理者が相当の理由があると認める場合

第12条の見出し中「使用料」を「使用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「市長の定めるところにより、使用料金」に改める。

第13条の見出し及び同条本文中「使用料」を「使用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「使用料金」に改める。

第20条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第1中「金沢歌劇座の使用料」を「金沢歌劇座の使用料金」に改め、同表その1中「施設使用料」を「施設使用料金」に改め、同その1第1項中「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第2項中「施設使用料」を「施設使用料金」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第3項中「施設使用料」を「施設使用料金」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第4項中「施設使用料」を「施設使用料金」に改め、同その1第5項中「施設使用料」を「施設使用料金」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第6項中「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第7項中「施設使用料」を「施設使用料金」に改め、同表その2中「附属設備使用料」を「附属設備使用料金」に改め、同表の摘要中「使用料」を「使用料金」に改める。

別表第2中「金沢市文化ホールの使用料」を「金沢市文化ホールの使用料金」に改め、同表その1中「施設使用料」を「施設使用料金」に改め、同その1第1項中「基本使用料」を

| | | | |
|-------------------|------|------|--------|
| 「基本使用料金」に改め、同項の表中 | 第1楽屋 | 864円 | 1,728円 |
|-------------------|------|------|--------|

| | | | | | |
|--------|--------|---|------|------|--------|
| 1,944円 | 4,212円 | を | 第1楽屋 | 540円 | 1,080円 |
|--------|--------|---|------|------|--------|

1,188円 2,484円 に改め、同表大集会室の項を次のように改める。

| | | | |
|------|------------|--------|---------------|
| 大集会室 | 全室を使用する場合 | 1時間につき | 10,800円 |
| | 区分して使用する場合 | 第1区画 | 1時間につき 6,696円 |
| | | 第2区画 | 1時間につき 4,104円 |

別表第2その1第1項の表に次のように加える。

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|---------|
| 多目的ルーム | 4,320円 | 6,588円 | 7,452円 | 15,876円 |
|--------|--------|--------|--------|---------|

別表第2その1第2項中「施設使用料」を「施設使用料金」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第3項中「施設使用料」を「施設使用料金」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第4項中「施設使用料」を「施設使用料金」に改め、同その1第5項中「施設使用料」を「施設使用料金」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第6項中「施設使用料」を「施設使用料金」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第7項中「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同表その2中「附属設備使用料」を「附属設備使用料金」に改め、同表の摘要中「使用料」を「使用料金」に改める。

別表第3中「金沢市アートホールの使用料」を「金沢市アートホールの使用料金」に改め、同表その1中「施設使用料」を「施設使用料金」に改め、同その1第1項中「基本使

用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第2項中「施設使用料」を「施設使用料金」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第3項中「施設使用料」を「施設使用料金」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同その1第4項中「施設使用料」を「施設使用料金」に改め、同その1第5項中「施設使用料」を「施設使用料金」に、「基本使用料」を「基本使用料金」に改め、同表その2中「附属設備使用料」を「附属設備使用料金」に改め、同表の摘要中「使用料」を「使用料金」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第11条の規定に基づき納入された施行日以後の使用に係る使用料は、改正後の第11条第1項の規定に基づき支払われた使用料金とみなす。
- 3 使用料金の額を承認するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市企業立地の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第15号

金沢市企業立地の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市企業立地の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例（平成20年条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市地域経済牽引事業の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第3条の表甲種区域の項中「第5条第5項」を「第4条第6項」に改め、「、玉鉾4丁目地区」を削り、「及び北安江地区」を「、北安江地区及び南森本町地区」に改め、同表乙種区域の項中「及び才田町地区」を「、才田町地区及び松寺地区」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第16号

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条第1項中「観覧料を納入しなければ」を「第14条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））に対し、その観覧に係る利用料金（以下「観覧料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第2項中「共通観覧料を納入した者」を「共通観覧料金を支払った者」に、「当該共通観覧料の納入」を「当該共通観覧料金の支払」に、「観覧料を納入した者と」を「観覧料金を支払った者と」に改め、同条第4項本文中「観覧料」を「観覧料金」に、「に納入しなければ」を「、支払わなければ」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「観覧料」を「観覧料金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「観覧料」を「観覧料金」に、「ところによる」を「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 観覧料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。
第7条の次に次の2条を加える。

（観覧料金の減免）

第7条の2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の定めるところにより、観覧料金を減免することができる。

（観覧料金の還付）

第7条の3 既納の観覧料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の観覧料金の全部又は一部を還付することができる。

第9条の見出し中「観覧料等」を「駐車料金」に改め、同条中「観覧料又は」及び「（以下「観覧料等」という。）」を削る。

第10条（見出しを含む。）中「観覧料等」を「駐車料金」に改める。

第12条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第2中「普通観覧料」を「普通観覧料金」に、「共通観覧料」を「共通観覧料金」に、「観覧料を」を「観覧料金を」に改める。

別表第3長町観光駐車場の項及び近江町観光バス駐車場の項中「1時間30分」を「1時間」に、「1,950円」を「1,980円」に、「以後1時間」を「以後30分」に、「510円」を「300円」に、「2,050円」を「2,720円」に改め、同表東山観光バス駐車場の項及び東山北観光駐車場の項中「1時間30分」を「1時間」に、「1,950円」を「1,980円」に、「以後1時間」を「以後30分」に、「510円」を「300円」に改め、同表にし茶屋観光駐車場の項中「1時間30分」を「1時間」に、「1,950円」を「1,980円」に、「以後1時間」を「以後30分」に、「510円」を「300円」に、「2,050円」を「2,720円」に改め、同表の備考中「1,950円」を「1,980円」に、「1,540円」を「1,560円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第7条の規定に基づき納入された施行日以後の観覧に係る観覧料は、改正後の第7条の規定に基づき支払われた観覧料金とみなす。
- 3 施行日前に観光駐車場に金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例別表第1の備考に規定するバスを入場させ、施行日以後に出場させる者に係る観光駐車場の使用料については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 観覧料金の額を承認するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

食肉流通センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第17号

食肉流通センター条例の一部を改正する条例

食肉流通センター条例（昭和53年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3号の項及び第4号の項中「1,244円」を「1,425円」に改め、同表第5号の項中「819円」を「901円」に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

金沢市農村下水道条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第18号

金沢市農村下水道条例等の一部を改正する条例

（金沢市農村下水道条例の一部改正）

第1条 金沢市農村下水道条例（平成4年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中「それぞれ」を削り、同条第1号中「市長」を「管理者」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）管理者 金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）第4条に規定する公営企業管理者をいう。

第5条、第6条、第8条、第10条及び第11条中「市長」を「管理者」に改める。

第12条第2項第1号中「2箇月」を「2か月」に改め、同項第2号中「2箇月」を「2か月」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項、第15条及び第17条中「市長」を「管理者」に改める。

（金沢市特別会計条例の一部改正）

第2条 金沢市特別会計条例（昭和39年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第6項第6号を次のように改める。

(6) 下水道事業特別会計

(金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第2条の表中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条に次の1項を加える。

2 下水道事業は、公共下水道事業及び農村下水道事業とする。

第2条の2中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第3条第6項を次のように改める。

6 下水道事業の規模及び能力は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業

ア 処理区域 金沢市の区域

イ 処理面積 8,992ヘクタール

ウ 処理人口 430,300人

エ 1日最大処理量 267,600立方メートル

(2) 農村下水道事業

ア 処理区域 金沢市の区域

イ 処理面積 260ヘクタール

ウ 処理人口 9,530人

エ 1日最大処理量 2,540立方メートル

(金沢市水洗便所改造資金融資条例の一部改正)

第4条 金沢市水洗便所改造資金融資条例（昭和43年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「その端数金額を切り捨てる。」を「これを切り捨てた額」に改め、同号ただし書中「といい、農村下水道に係るものにあつては、市長とする。以下同じ」を「という」に改める。

第10条第3号中「（農村下水道に係るものにあつては、規則）」を削る。

(金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部改正)

第5条 金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例（昭和58年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「それぞれ」を削る。

第2条中「それぞれ」を削り、同条第2号中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改める。

第3条中「それぞれ」を削り、同条第4号中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第5号中「市長」を「管理者」に改める。

第4条中「つど市長」を「都度土地改良事業に係るものにあつては市長が、農村下水道事業に係るものにあつては管理者」に改める。

第5条中「市長」を「土地改良事業にあつては市長は、農村下水道事業にあつては管

理者」に改める。

第6条第1項中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改める。

第7条中「市長」の次に「及び管理者」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の金沢市農村下水道条例の規定によりされた手続その他の行為は、同条の規定による改正後の金沢市農村下水道条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 第2条の規定による改正前の金沢市特別会計条例第1条第1項第5号に規定する農村下水道事業費特別会計に属する資産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金は、第2条の規定による改正後の金沢市特別会計条例第1条第6項第6号に規定する下水道事業特別会計が引き継ぐものとする。
- 4 施行日前に第4条の規定による改正前の金沢市水洗便所改造資金融資条例（次項において「改正前の融資条例」という。）の規定によりされた農村下水道に係る資金の貸付けの手続その他の行為は、同条の規定による改正後の金沢市水洗便所改造資金融資条例（次項において「改正後の融資条例」という。）の相当規定によりされたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の融資条例の規定により農村下水道に係る資金の貸付けを受けている者又は貸付けの決定を受けている者は、改正後の融資条例の相当規定により資金の貸付けを受けた者又は貸付けの決定を受けた者とみなす。
- 6 施行日前に第5条の規定による改正前の金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の規定によりされた農村下水道事業に係る分担金の賦課その他の行為は、同条の規定による改正後の金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の相当規定によりされたものとみなす。

金沢市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第19号

金沢市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

金沢市社会福祉審議会条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号を次のように改める。

(3) 地域福祉専門分科会

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第20号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第45条第3項第2号の表中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に改める。

第67条第4項中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第85条において同じ。)」に改め、同条第8項及び第12項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第85条第7項及び第9項中「看護師」を「看護職員」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5款 基準該当通所支援に関する基準(第57条—第62条の2) 」を
 「第5款 共生型障害児通所支援に関する基準(第56条の2—第56条の5) 」に、
 第6款 基準該当通所支援に関する基準(第57条—第62条の2) 」を
 「第5款 基準該当通所支援に関する基準(第80条—第82条) 」を
 第5節 保育所等訪問支援 」
 「第5款 共生型障害児通所支援に関する基準(第79条の2) 」
 第6款 基準該当通所支援に関する基準(第80条—第82条) 」
 第5節 居宅訪問型児童発達支援
 第1款 基本方針(第82条の2) 」
 第2款 人員に関する基準(第82条の3・第82条の4) 」に、
 第3款 設備に関する基準(第82条の5) 」
 第4款 運営に関する基準(第82条の6—第82条の9) 」
 第6節 保育所等訪問支援 」
 「第6節」を「第7節」に改める。

第1条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に、「並びに法第21条の5の18第1項」を「、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改め、同条第5号中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改め、同条第10号中

「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改め、同条第12号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第13号とし、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第3条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第5条第3項中「第22条、第42条第4項、第51条及び第74条第1項第1号において」を「以下」に改める。

第7条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）第28条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。））、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）

指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第7条第1項第2号中「（平成24年条例第43号）」を削り、同条第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項本文に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第7条第3項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。））」に改め、同項第3号中「（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。））」を削り、同条第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第8条第4項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第28条に次の2項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第50条第1項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第51条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第52条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第53条第2項中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

第57条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第60条中「前款」を「第4款」に改める。

第61条中「(指定障害福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」、「(指定障害福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）」及び「(指定障害福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第62条各号列記以外の部分及び同条第1号を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この款(第60条(第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

第62条の2各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち、通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この款（第60条（第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第62条の2第1号中「（指定地域密着型サービス基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第3章第2節中第5款を第6款とし、第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第56条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第61条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第56条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第62条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満

たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第103条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第62条第1号において同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第56条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第62条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第49号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第62条の2において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第96条の2に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自

立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第62条の2において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第62条の2において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第62条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

| 登録定員 | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第88条第2項第1号若しくは第197条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第56条の5 第6条、第9条、第10条及び前款(第13条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第64条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第71条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第71条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第72条中「第28条」の次に「(第4項及び第5項を除く。)」を加え、「第50条第1項」を削り、「第29条」を「第28条第1項及び第29条」に、「第56条第2項第3号」を「第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号」に改める。

第74条第1項第1号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

若しくは基準省令第66条第1項第1号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下この条並びに第80条第1項第1号及び第3項において「障害福祉サービス経験者」という。)」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第74条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第78条の2を削る。

第79条中「第49条、第51条、第52条」を「第49条から第52条まで」に、「第29条」を「第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第78条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号」に改める。

第82条中「第49条、第51条、第52条」を「第49条から第52条まで」に、「第78条」

を「及び第78条」に改め、「及び第78条の2」を削る。

第3章第4節中第5款を第6款とし、第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第79条の2 第9条、第10条、第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条の4まで、第73条及び第78条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第91条第1項中「第4項並びに」を「第4項、第82条の3第1項並びに」に、「指定通所支援の」と、同条第4項を「指定通所支援の」と、第82条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第4項に改める。

第3章第6節を同章第7節とする。

第86条を次のように改める。

(準用)

第86条 第82条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第87条から第89条までを次のように改める。

第87条から第89条まで 削除

第90条中「第26条」を「第26条、第27条、第28条（第4項及び第5項を除く。）」、第29条に、「から第52条まで、第53条第1項及び」を「、第51条、第52条、第53条第1項、」に改め、「第56条まで」の次に「、第71条の2及び第82条の6から第82条の8まで」を加え、「第89条」を「第90条において準用する第82条の8」に、「第88条」と、「」を「第90条において準用する第82条の7」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、第28条第1項及び」に改め、「体制」と」の次に「、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加える。

第3章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 居宅訪問型児童発達支援

第1款 基本方針

第82条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものではない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第82条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第82条の4 第9条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。

この場合において、同条第1項中「ただし」とあるのは、「ただし、第82条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備）

第82条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第82条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第82条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付

決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第82条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

（準用）

第82条の9 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第4項及び第5項を除く。）、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第71条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第82条の8」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項

第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第3条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第6条第1項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第4項を削る。

第7条第6項を削る。

第48条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次条において「旧条例」という。）第7条（第3項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、第2条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次条において「新条例」という。）第7条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の際現に旧条例第57条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第57条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の際現に指定を受けている第3条の規定による改正前の金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第4項及び第7条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第3条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条及び第7条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第21号

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年(2018年)3月26日 印刷
平成30年(2018年)3月26日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄